

戦後復興期の金融構造（４）

—— 市中金融機関の再出発 ——

鈴木 恒 一

New Start of the Financial Institutions after the End of the War

Koichi SUZUKI

Abstract

After the end of the War, the Japanese private financial institutions were confronted with enormous difficulties.

The first difficulty was to decrease their deposit accounts in spite of increasing demand of funds, which was derived chiefly from the postwar confusion of Japanese economy and society. At the same time, Japanese financial institutions suffered serious losses because of the cancelling of the wartime indemnities by the Government in 1946.

The second difficulty was caused by the democratization policy of GHQ. In 1948 GHQ directed that special banks, which had played an important role in long-term finance in prewar time, should be converted into commercial banks. However, the division of big banks did not go into effect, differing from the case of West Germany.

The postwar revision of the Japanese financial system was realized in full during the first half of 1950's. However, we should pay attention to some important revision of the financial system in the second half of 1940's, too.

はじめに

第2次世界大戦中、戦争の遂行を金融面から支えることを第一義的な目的としてきた日本の金融機関が、戦争の終結によって大きな転換を余儀なくされたのはいうまでもない。戦時期における金融統制の中核にあった全国金融統制会は、終戦から1か月余の9月末に解散した。もちろん、だからといって市中の金融活動の自由が復活したわけではない。そこには、引続き政府・日本銀行による厳しい規制があった。さらに、戦後の特殊な事情として、GHQの存在があった。そうした状況の下での再出発は、日本の金融にとって、明治に近代的金融制度が導入されて以来の最も大きな変化であったといっても過言ではなかろう。そうした日本の金融の再出発・再構成がどのようにして行われたのか、その経過を考察することは、戦後日本の金融の役割と性格を考える

ワン・ステップとしての意味を持つのではないか。本稿が、終戦に伴う市中金融機関の再出発を取り上げるのは、そうした問題意識によるものである。

本稿は、まず前半において、市中金融機関が当時どのような環境の下に置かれていたかについて述べる。ついで後半においては、市中金融機関がそうした環境にどのように対応したかについて、各業態別に述べたい。

1. 市中金融機関を取り巻く環境

いうまでもないことであるが、終戦から数年の期間は、あらゆる面で極めて特異な時期である。これを、市中金融機関を取り巻く環境という点からいえば、次の3点について考察することが重要である。まず第一は、当時の金融情勢とそれに対する政策当局の対応である。金融機関、とくに銀行の行動は、その時々金融情勢を無視しては語りえないからである。第二に、金融制度改革に関する連合軍最高司令部（GHQ）の占領政策である。金融制度改革に関する占領政策は、かなり複雑な動きを示したとはいえ、占領初期の段階から、市中金融機関のあり方にかなり大きな影響を及ぼしている。第三に、戦時補償打ち切りの影響である。またこの措置に伴う、企業・金融機関双方の再建・整備策も講じられた。

以下、これらの問題を順次、取り上げていきたい。

1) 終戦後の金融情勢と政策当局の対応¹⁾

戦争による被害と終戦に伴う社会混乱によって、日本の生産活動は急激に低下し、著しい諸物資の欠乏、闇取引の横行、激しいインフレーションが始まった。そこに、財産税や通貨措置が実施されるだろうという噂が流れたこともあって、金融機関から大量の預貯金が流出するという現象が生じた。これは国民の当然の自衛行動ではあったが、こうした状況を放置すれば、金融システムのみならず、経済全体、国民生活に深刻な事態が生じる危険があった。そうした危機的状況を救ったのが、昭和21年（1946年）2月の「金融緊急措置」である。

このドラスティックな措置によって、金融機関は安定を回復し、インフレーションもかなり鎮静化したかにみえたが、しかし、それは一時的な効果にすぎなかった。この間、日本銀行は信用の抑制によって、なんとかインフレーションの進行を食い止めようとしていたが、他方で財政部門から民間部門へ大量の資金散布が続いていたこともあって、その効果を上げることはできなかった。こうした状況に対し、政府部内には、経済再建のための方策として、まず重要産業に重点的に資材と資金を供給すべきであるという声が高まり、政府・日本銀行は、一方でインフレーション対策として信用抑制策を採りながら、他方で重要産業向けの信用を供給するという、いわば二正面作戦を展開した。

全体としての信用供給を抑制しながら、他方で重要産業向けのみ潤沢な資金を供給するということは、なかなか困難なことである。こうした二正面作戦を可能にしたのは、政府・日本銀行による金融統制であった。戦時期における厳しい金融統制は、形と方法を変えたものの、基本的には戦後も持続されたのである。こうして戦後の金融調節は、いろいろな問題点を内包しながらも、一定の成果を収めることに成功した。

2) 金融制度改革に関する占領政策

戦後における日本の金融再編成の方向を決めるに当たって、連合国の占領政策は極めて大きな

影響を及ぼした。まず、連合国の対日占領の初期方針は、日本の非軍事化と民主化を目的としていたが、GHQはこの方針に沿って占領開始間もない昭和20年（1945年）9月、日本政府に対し「外地銀行、外国銀行および特別戦時機関の閉鎖に関する覚え書」（Memorandum: Closing of Colonial and Foreign Banks and Special Wartime Institutions）を発し、この覚え書に列挙された機関（以下、閉鎖機関という）の閉鎖を命じた²⁾。これらの閉鎖機関には、①朝鮮銀行、台湾銀行など外地銀行の内地支店・事務所、②満州中央銀行、中国銀行など日本の勢力下にあった外国銀行の在日事務所、③戦時金融金庫、資金統合銀行など戦時中に設けられた機関、④南満州鉄道、東洋拓殖など海外開発・拓殖機関、が含まれている。これは、日本の敗戦に伴う必然的結果であった。

占領政策の目標である「経済民主化」の具体的施策は、財閥解体と経済力集中排除であったが、これらの政策は昭和20年代前半の金融制度改革についてはもちろん、さらにひろく、戦後の日本経済のあり方に大きな影響を及ぼした。もっとも、日本の金融制度をどのように改革すべきかについては、GHQ内部あるいはGHQとアメリカ本国の間で複雑な意見の対立があったこともあって、具体的な改革はやや中途半端に終わったという面があったことは否定できない。それでも、特別銀行制度の廃止、金融と証券の分離など、当時の金融制度改革がその後の日本の金融のあり方に一定の方向を与えたという側面は、決して小さいものではなかった³⁾。

3) 戦時補償打切りと金融機関再建整備

戦争が終わった時、政府は軍需会社や保険会社などに対し、総額565億円の戦時補償債務を負っていた⁴⁾。これは、昭和20年度一般会計歳入の2.4倍という膨大な額であった。したがって、これが戦後財政の運営にとって極めて大きな負担であることは明らかであった。しかし、万一これが支払われないことになれば、債権を持つ旧軍需会社や保険会社はもとより、金融機関とくに大銀行にとっても、多額の旧軍需会社への貸付が不良化する危険があったから、その影響は深刻であった。そうなれば、平和経済への転換、経済の再建・復興はおろか、経済破綻の危険すらあるともいわれた。しかも現実には戦後インフレーションが急速に進行し始めたから、戦時補償を支払うべきか否かは大きな政策論争となった。このように戦時補償問題は、政府にとって極めて扱いの難しい問題であった。当初、政府はこの補償債務を支払う方針であった。しかし、GHQの意向は昭和21年4月頃から次第に補償打ち切りの方向に傾き、結局、同年7月、全面打ち切りに決定した。具体的には、戦時補償債務を一応名目的に支払うが、同時に100%の課税を行って実質的には補償を打ち切る、というものであった⁵⁾。

この措置に伴う金融措置として、政府はまず、昭和21年8月、金融緊急措置令施行規則を改正するとともに、金融機関経理応急措置法および会社経理応急措置措置法を、また同年10月、金融機関再建整備法および企業再建整備法を公布施行した。これらは、戦時補償打ち切りによって直接・間接に被る金融機関・企業の損失を合理的かつ円滑に処理しようとしたものである。まず、金融緊急措置令施行規則の改正によって、それまでの封鎖預金は第一封鎖預金と第二封鎖預金に分けられた。第一封鎖預金には、昭和21年8月11日以降に封鎖支払（手形・小切手等による封鎖預金への振替・振込の方式による支払い）により生じたものと一定限度以下の預貯金（最高限度、法人については15千円、個人については一世帯当たり32千円）が含まれ、それ以外は第二封鎖預金とされた。さらに第二封鎖預金はその時点で凍結され、23年3月末の金融機関再建整備の最終処理完了とともに、そのかなりの部分が切り捨てられることになった（ただし、第二封鎖預金についても租税納付など若干の例外的なケースについては支払いが認められた）。この措置によ

て第二封鎖預金に区分された全国銀行預金は、21年8月末で287億円（預金総額の20.5%）であった。次に、特に指定された企業（特別経理会社）の勘定を新旧の二つに分離し、新勘定には民需向け事業活動に必要な資産を残し、他の資産は旧勘定に所属させて戦時補償打切りによる損失が確定するまで棚上げすることにした。金融機関の勘定についても同様な考え方で、新勘定には現金、国債、地方債、金融機関に対する債権、第一封鎖預金、自由預金、金融機関からの債務等を残し、その他の資産・負債は旧勘定に所属させ、勘定分離後の業務は新勘定で行うことにした⁶⁾。

その後、前述の金融機関再建整備法により、金融機関の再建整備を目的とした最終的経理処理を行うための資産・負債の評価替え作業が進められた。この間、金融機関の再建整備の方針はかなり大きく変化し、金融機関再建整備法の改正が6次にわたって行われた。その中でもっとも大きな問題は、再建整備に伴う金融機関の資本金をどうするかということであった。当初の方針では、①資本金が減少する金融機関については、新旧勘定合併後の事業について整備計画書の作成し（増資存続、事業譲渡、合併、解散など）主務大臣の認可を受ける（金融機関再建整備法第39条）、②資本金全額切捨てになる金融機関については、新勘定事業の全部を新金融機関（いわゆる第二銀行）等、他の金融機関に譲渡して解散することになっていた（同法第26条）。しかしその後この方針は変更されて、資本金全額切捨ての金融機関についても、解散させずに存続させる道を開くことになった。ところが、こうした再建整備に伴う増資の扱いについては、GHQとの交渉が難航し、その結論がでたのは昭和23年5月である。結果的に同年3月末となっていた再建整備の処理は事実上遅延した。その際の確定損の負担には、①確定益（旧勘定の再評価益その他）の全額、②旧勘定の積立金の全額、③旧勘定の資本金の9割、④旧勘定の預金の7割、⑤資本金の残余部分、といった順序で当てられ⁷⁾、それでもなお損失が生じる場合は政府による補償が行われた（表1）。なお、旧勘定に属する資産負債について生じた利益金を処理するために「調整勘定」が設けられたが、その「調整勘定」が閉鎖されて、金融機関再建整備が最終的に完了したのは、昭和34年（1959年）3月末である⁸⁾。

（表1）

金融機関再建整備最終処理状況

（単位・百万円）

	確定損 (A)	確定損の負担内訳						計(B)	政府補償 (A)-(B)
		確定益	積立金	資本金	整理債務	指定債務			
銀行*	27,490	6,205	1,308	1,581	17,998	30	27,122	368	
無尽会社	625	75	10	36	48	1	170	455	
市街地信組	606	43	25	70	144	1	283	323	
金庫**	4,583	38	12	147	116	1	314	4,269	
保険会社	7,875	1,359	79	59	2,508	7	4,012	3,864	
府県農業会	2,868	172	50	109	25	2	358	2,510	
合計	44,047	7,892	1,484	2,002	20,839	42	32,259	12,193***	

*信託会社を含む。

**農林中央金庫、商工組合中央金庫

***この計数には市町村農業会に対する政府補償404百万円を含む。

なお市町村農業会も再建整備の対象であったが、その確定損・負担内訳の計数は不明。

以上の結果、政府補償をうけた銀行・組合等の数は下記のとおり。

普通銀行1行、貯蓄銀行3行、信託会社1社、金庫2庫、無尽会社37社、市街地信用組合200組合、生命保険会社18社、損害保険会社1社

（資料）大蔵省財政史『昭和財政史 終戦から講和まで』（13）p. 302, p. 305

II. 終戦後における市中金融機関の対応

以上のような目まぐるしい環境変化に対し、各市中金融機関はどのように対応したか。この点について、以下、業態別にその動きをみていくことにしよう。

1) 普通銀行

「普通銀行」というのは、「銀行法」（昭和2年公布）によって設立された民間金融機関である。終戦直後の昭和20年（1945年）末で、その数は61行、その預金総額は1,023億円であった（末尾、別表）。普通銀行が日本の金融機構のなかで中核的な存在であることは疑いないが、この資金量が当時の日本の金融市場においてどの程度の比重を持っていたかを確定することは必ずしも容易ではない。ただいまかりに、当時、日本銀行統計局が作成していた「主要金融機関資力及ビ投資一覧」の同時点における「資力」総額（政府金融を含む、重複勘定を除く）と対比すると、その比率は47%となる⁹⁾。さらにこの「普通銀行」は、当時「八大銀行」と「地方銀行」に分類されることが多かった。昭和20年末で、前者は、帝国、三菱、住友、安田、三和、野村、東海、神戸の8行を、後者はそれ以外の53行を指していた¹⁰⁾。

同じ普通銀行といっても、八大銀行と地方銀行では、その業容にかなりの差がある。このことを昭和20年末の勘定面から確認してみよう（表2）。まず預金量について八大銀行全体と地方銀行全体を比較すると、その割合はほぼ6：4となる。これを1行平均でみると、八大銀行の80億円に対し地方銀行は7億円で、規模の差は歴然たるものがある。ついで預金を種別に見ると、八大銀行の場合、地方銀行に比し普通預金、定期預金の比重が低くなっている。これは、八大銀行では企業取引の比重が相対的に高いのに対し、地方銀行では相対的に個人取引の比重が高いからである。こうした取引先層の差は資金運用面にも表れており、八大銀行では貸出の比重が高く、有価証券投資の比重が低いのに対し、地方銀行では反対である。さらに両者の勘定を比較して目につくのは、八大銀行の借入金依存が著しく高いことである。この借入金の大部分は日本銀行からのものであった。なぜ八大銀行の借入金依存がこんなに高いかといえば、後述のように終戦直後の預金流出が大きかったという特殊な事情もあったが、より基本的には八大銀行が、戦時期において、軍需産業向け融資に注力せざるをえなかったからである¹¹⁾。後に、日本の金融構造の特

（表2）

昭和20年末の普通銀行主要勘定

（単位・百万円，%）

	八大銀行		地方銀行		普通銀行計	
		比率*		比率*		比率*
預 金	64,134	67.9	38,214	87.4	102,348	74.1
（うち当座）	（6,547）	（6.9）	（3,351）	（7.7）	（9,898）	（7.2）
（ “ 普通 ）	（15,717）	（16.6）	（12,306）	（28.1）	（28,023）	（20.3）
（ “ 定期 ）	（18,691）	（19.8）	（14,034）	（32.1）	（32,725）	（23.7）
借 入 金	23,636	25.0	1,817	4.2	25,453	18.4
貸 出	59,869	63.4	12,182	27.9	72,051	52.2
有 価 証 券	19,947	21.1	22,904	52.4	42,851	31.0
（うち国債）	（17,162）	（18.2）	（17,989）	（41.1）	（35,151）	（25.4）
コール・ローン	79	0.1	121	0.3	200	0.1

*資産（負債）総計に対する比率

（資料）日本銀行統計局『本邦経済統計』（1951年報）

(表3)

金融機関再建整備に伴う普通銀行勘定の変化

(単位・億円)

昭和	9年12月末	21年7月末	23年4月末	23年12月末
	戦前	新旧勘定分離前	最終処理直後	増資進捗後
資 産				
現 金	4.5	38.3	306.5	676.3
預 け 金	3.5	62.0	96.3	185.3
コ ー ル ・ ロ ー ン	3.7	14.4	10.3	39.6
有 価 証 券 (A)	39.0	477.2	694.9	1,096.5
貸 出 (B)	59.3	877.6	1,574.7	3,320.1
負 債 ・ 資 本				
預 金 (C)	94.4	1,219.6	2,277.1	4,636.7
借 入 金	5.1	222.9	345.0	440.9
払 込 資 本 金 (D)	18.1	9.1	5.4	127.2
(B) / (C)	62.9%	72.0%	69.2%	71.6%
(A + B) / (C)	104.1%	111.1%	99.7%	95.3%
(D) / (C)	19.2%	0.7%	0.2%	2.7%

(資料) 大蔵省財政史室『昭和財政史 終戦から講和まで』(19)、日本銀行統計局『本邦経済統計』より作成

色としてクローズアップされるオーバー・ローン現象は、このとき既に芽を出していた。

また金融機関の再建整備によって、普通銀行のバランス・シートがどのように変化したかについてをみると、預貸率・預貸証率ともやや低下したものの、それほど大きな変化はなかった。ただ、これを戦前(昭和9年末)と比較すると、預貸率が上昇し、増資後といえども過小資本に陥っていることは否めない(表3)。

以下、終戦後に普通銀行が直面した、特筆すべき事象について整理しておこう。

イ) 終戦直後の預金流出

戦争が終わると、まず普通銀行は預金の大量流出化という現象に見舞われた。昭和20年9月末から金融緊急措置実施直前の翌21年(1946年)1月末まで、普通銀行の預金総額は27億円減少した。しかもこの間、戦争保険金の支払いに伴い特殊預金が38億円増えているから、これを別けると預金減少額は65億円になる¹²⁾(表4)。これは、終戦に伴う国民の不安心理、戦後インフレーションの台頭、さらに予想される通貨措置に対する自衛行動を反映したものとみることができる。他方この間、銀行の貸出は急増した。こうした傾向は大銀行にとくに著しかったので、八大銀行の資金ポジションは急速に悪化し、日本銀行からの借入れに対する依存が高まった。このような銀行の窮状を救ったのは、21年2月に実施された金融緊急措置による預金の急増である。この時、各銀行は流入した資金を日本銀行からの借入れ返済に当てたが、八大銀行の場合はその返済が日銀借入れ残高の半分以下に止まり、その後も日銀依存が続いた¹³⁾。

ロ) 金融機関再建整備に伴う増資

前述の戦時補償打切りに伴う金融機関再建整理措置による普通銀行の確定損は154億円で、その結果、多くの銀行が資本金の一部ないし全額を切り捨てた。大部分の銀行は資本金の9割切捨てを行ったが、八大銀行のうち帝国、住友の2行、地方銀行のうち羽後、庄内、山陰合同、羽前長崎の4行、計6行は資本金全額の切捨てを行った。逆に資本金切捨てを全く行わなかったのは、青森商業、香住、佐賀中央、親和、高田農商の地方銀行5行のみであった¹⁴⁾。

(表4)

全国普通銀行預金月中増減

(単位・百万円)

種 類	当 座	普 通	通 知	定 期	そ の 他 (特殊預金 を除く)	小 計	特 殊	合 計
昭20/10	- 593	-1,049	+ 136	+ 261	+ 123	- 1,124	+2,388	+ 1,264
11	+ 185	- 886	- 34	+ 229	- 64	- 570	+1,101	+ 531
12	- 928	-3,448	- 52	- 93	+1,396	- 3,125	+ 280	- 2,845
21/1	+ 22	-1,113	+ 892	- 669	- 796	- 1,664	+ 45	- 1,619
小 計	-1,314	-6,496	+ 942	- 292	+ 659	- 6,483	+3,814	- 2,669
昭21/2	+1,403	+3,088	+ 30	- 361	- 485	+ 3,675	- 50	+ 3,625
3	+3,082	+7,320	+1,913	+ 362	- 30	+12,647	- 36	+12,611
4	- 55	-1,189	- 40	-1,116	- 88	- 2,488	+ 834	- 1,654
5	+ 413	+ 661	- 367	- 984	+ 481	+ 204	+3,705	+ 3,909
6	+1,647	+ 372	- 251	- 583	- 259	+ 926	+ 970	+ 1,896
7	+1,116	+ 484	- 678	-1,472	+ 288	- 262	+1,086	- 829

(資料) 日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』附属統計表四ノ第九表

このような資本金切捨てに伴い、銀行増資の必要が生じたのは当然である。再建整備に伴う増資について、政府とGHQの交渉が難航したのは前述のとおりであるが、GHQが認めた増資計画は、まず地方銀行についてのものであった。この地方銀行の増資方針が最終的に決まったのは昭和23年5月で、その内容は①資本金をリスク・アセット（純資産から国債・手元現金・日銀預け金を除いた額、なお純資産は総資産から調整勘定、再割引手形等を控除した額）の10%以上とすることを目標とする、②ただし、当面はこの比率を5%とする、③証券市場の状況により5%の達成が無理な場合は3%でも認める、というものであった。なお、八大銀行および特殊銀行の増資計画については、集中排除方針決定まで待つように指示された。その後同年7月には、銀行の「過度経済力集中排除法」（昭和22年12月公布）適用除外が正式に決定したので、これらの銀行についても増資が可能になった¹⁵⁾。

ところで上記②・③は、大蔵省がGHQと交渉して最終的に認めさせたものであった。このことは、政府も当時の増資環境がなかなか厳しいとみていたことを示すものである。確かにそれは決して易しいことではなかったろうし、とくに増資交渉に当たった当事者の苦労は大きかったであろう¹⁶⁾。しかし結果的にみれば、増資は極めて順調に行われ、ほとんどの銀行が、24年3月末現在で、上記、対リスク・アセット比率5%水準を達成した。この時点で5%水準を達成できなかったのは、芸備・北陸など地方銀行12行にすぎない。逆に山梨中央・清水・香住・因伯・高田農商の5地方銀行は、この時点ですでに10%水準をクリアしていた¹⁷⁾。

このような普通銀行の増資後は、その株主構成を大きく変えることになった。例えば安田銀行（昭和23年10月、富士銀行と改名）の場合についてみると、昭和20年9月末では、安田保善社と安田一族の持株が39%を占めていたものが、財閥解体や再建整備に伴う増資によって、24年3月末では、筆頭株主が山一証券となり、しかもその持株比率は僅か1%にすぎなくなった¹⁸⁾。これは財閥銀行の例であるが、株主構成の変化は地方銀行にもみられた。終戦までの地方銀行では、地方の資産家や名望家が株主で、また役員でもあるという例が多かったが、戦後の財産税徴収・農地改革によって、そうした資産家が没落し、再建整備を機に株主構成に大きな変化が生じた例

が少なくなかった。また財閥系地方銀行は、財閥保有株式が分散した結果、財閥との資本関係を解消した（四国銀行、大垣共立銀行）¹⁹⁾。

ハ) 財閥解体と銀行分割問題

前述のように、財閥解体は初期対日占領方針のなかに含まれていたが、昭和20年10月、GHQから、日本側が自発的に財閥の解体・清算にはいることを期待するとの意向が示された。そこで日本政府は、21年8月、持株会社整理委員会を発足させ、財閥解体の作業に入った。具体的には、持株会社整理委員会は、同委員会が指定した持株会社および財閥家族が所有する有価証券を譲り受け（対価は交付国債）、それを一般市場および従業員に売却するという方法で行われた。その過程で、財閥本社および三井物産・三菱商事の両財閥系商社は解散を命じられ、財閥家族・財閥関係会社役員は追放・復職禁止の処分をうけた。こうして帝国・三菱・住友・安田の4普通銀行は、それぞれの財閥との関係を切断され、また財閥名の使用も禁止された。このため前述の増資後の新資本金による再出発を機に、23年10月、三菱銀行は千代田銀行、住友銀行は大阪銀行、安田銀行は富士銀行、野村銀行は大和銀行と、それぞれ行名を変更した（なお、財閥名使用禁止は昭和27年に解除され、帝国・千代田・大阪の各行は、それぞれ三井銀行・三菱銀行・住友銀行の名称を復活させた）。

日本経済民主化策として財閥解体と並んで重要な施策だったのは、経済力集中排除政策であった。それを具体化したのが、昭和22年12月に制定された「過度経済力集中排除法」である。この法律制定については複雑な経過があるが²⁰⁾、その金融面についていえば、この法律を金融機関に適用するかどうか、ということが大きな問題であった。もし、この法律の適用が決まれば、大銀行はいくつかの銀行に分割されることになる。GHQはすでに同年7月、三井物産・三菱商事両社の解体を指令しており、両社は同年11月、それぞれ233社、139社に分割されていた。また同じ年、西ドイツでは三大銀行の分割が行われた。しかし日本側は、大銀行の分割によって日本の金融能力が低下することをおそれ、GHQに対し「過度経済力集中排除法」を金融機関に適用しないよう働きかけた。一方、アメリカ本国およびGHQ内部においても、この問題については必ずしも意見が統一されていなかった。その頃、アメリカ・ソ連両国が次第に対立するようになり、しかもその対立は急速に緊迫化していった。こうした国際情勢の変化はアメリカの対日管理方針にも影響し、アメリカ側は日本経済の再建を急ぐようになった。こうした諸般の事情がどのように絡んでいたかは必ずしも明らかではないが、結局、前述のように翌23年7月、集中排除法を金融機関に適用しないことが、正式に決定した。

ただ終戦時、預金量第1位だった帝国銀行は、再建整備完了後の昭和23年10月、三井系の（新）帝国銀行と第一銀行に分離した。その背景にGHQの集中排除政策の影響が全くなかったとはいえないが、この分離は集中排除政策によるものではない。実は、帝国銀行は戦時期の昭和18年（1943年）、巨額の軍需融資を供給する態勢を作りたいという政府の方針によって、当時の三井銀行と第一銀行が合併して誕生したものであった。しかし戦争が終わると、旧第一銀行側行員から無理な合併に伴う不満の声が高まり、上述のような分離という結果に発展したものであった²¹⁾。

二) 地方銀行の新設

経済力集中排除政策は独占禁止政策の一環、つまり競争促進政策であった。そうした観点から、GHQは、普通銀行の新規参入を認めることによって、中小企業金融の円滑化を図るとともに、銀行の地方的独占状態を打破しようとしていた。当時、大蔵省事務当局は銀行の新設には消極的であったが、池田（勇人）蔵相はGHQの方針を前向きに評価し、昭和24年11月の臨時国会での

(表5)

戦後新設の地方銀行

銀行名	設立年月	業務開始年 月	本店所在地	設立時 資本金 (百万円)	最初の配当期	昭30/3末 預金量 (百万円)
東北	昭25・10	昭25・11	盛岡市	30	6期(昭28上)	2,186
大阪不動	昭25・11	昭25・12	大阪市	50	4期(昭27上)	5,352
泉州	昭26・1	昭26・2	大阪府岸和田市	30	6期(昭28上)	3,758
北海道	昭26・3	昭26・3	札幌市	100	8期(昭29上)	10,942
池田	昭26・9	昭26・10	大阪府池田市	35	4期(昭28上)	2,943
東京都民	昭26・12	昭26・12	東京都	125	5期(昭28下)	11,867
千葉興業	昭27・1	昭27・3	千葉市	50	7期(昭29下)	3,151
武蔵野	昭27・3	昭27・4	埼玉県大宮市	100	7期(昭29下)	3,626
関東	昭27・9	昭27・10	茨城県土浦市	50	12期(昭33上)	2,257
河内	昭27・11	昭27・12	大阪府布施市	50	19期(昭36下)	2,506
筑邦	昭27・12	昭28・2	福岡県久留米市	50	6期(昭31上)	2,099
富山産業	昭29・1	昭29・2	富山県高岡市	100	6期(昭33上)	1,068

(資料) 地方金融史研究会『戦後地方銀行史(Ⅱ) 銀行経営の展開』p. 29、p. 32

財政演説において、それまでの「一県一行主義」を改めることを明かにした²²⁾。これは、戦前からの銀行行政を転換したものであった。

その結果、昭和25年(1950年)から29年(1954年)にかけて、12の地方銀行が設立された(表5)。こうした銀行の新設については、地元の商工業者団体(商工会議所・商工会)や自治体の要望や支援が必要であったが、東北銀行・東京都民銀行・大阪不動銀行の設立に当たっては、地元自治体の熱心な支援があった。また、関東銀行(土浦市)、千葉興業銀行(千葉市)、大阪府の大阪不動・泉州・池田・河内の4行は、「一県一行主義」に基づく銀行合同によって、地元銀行が消滅したあとに設立されたものであった²³⁾。

しかし昭和29年になると、政府は銀行新設の目的はおおむね達成されたとして、以後当分の間、銀行の新規参入を認めない旨を表明した²⁴⁾。この方針は事実上、ごく最近まで維持されてきている。

ホ) 在日外国銀行の業務再開

在日外国銀行は、通常、普通銀行の概念には含まれていないが、法的には「銀行法」による免許をうけた「普通銀行」である。終戦時、こうした在日外国銀行はすべて店舗を閉鎖していた。しかしGHQとしては、占領軍諸機関および職員のための資金預託機関を必要としたので、昭和21年3月、外国銀行に対し日本における支店業務を行うことを認めることになり、その結果24年9月まで、10行に営業免許が与えられた(表6)。ただ、これらの外国銀行は日本の普通銀行とは異なり、その業務は、当初、次の範囲に限定されていた。

- ①アメリカ公金の一般的預託機関としての業務
- ②占領軍要員からの預金の受入れ
- ③公的性質の送金または慈善資金の代り金に相当する円預金の受入れ
- ④アメリカ政府機関からの預金(民需品売却代金)受入れ

しかしその後、日本で営業する外国企業への円融資など、その業務範囲は次第に拡張された²⁵⁾。

(表6)

在日外国銀行 (昭和24年11月末)

	国 籍	免許取得年月
ニューヨーク・ナショナル・シティ銀行 (National City Bank of New York)	アメリカ	昭21年5月
印度支那銀行 (Banque de l'Indochine)	フランス	昭21年10月
香港上海銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corporation)	イギリス	昭22年7月
チャータード銀行 (Chartered Bank of India)	イギリス	昭22年7月
蘭印商業銀行 (Nederlandsche Indische Handelsbank)	オランダ	昭22年7月
オランダ商業銀行 (Nederlandsche Handelsmaatschappij)	オランダ	昭22年7月
アメリカ銀行 (Bank of America National Trust & Savings Association)	アメリカ	昭22年7月
チェース・ナショナル銀行 (Chase National Bank)	アメリカ	昭22年7月
中国銀行 (Bank of China)	中 国	昭22年10月
マーカンタイル銀行 (Mercantile Bank)	イギリス	昭24年4月
印度銀行 (Bank of India)	イ ン ド	昭24年11月

(資料) 武藤正明訳『GHQ日本占領史 39 金融』p. 23

2) 特殊銀行 (特別銀行)

戦前・戦中を通じて、特殊銀行ないし特別銀行といわれたのは、特別の法令に基づいて設立された銀行で、終戦時には日本銀行・朝鮮銀行・台湾銀行・横浜正金銀行・日本勸業銀行・日本興業銀行・北海道拓殖銀行・朝鮮殖産銀行の8行を指していた。このうち日本銀行は別として、他の7行は終戦によって極めて深刻な影響をうけた。まず植民地銀行の朝鮮銀行・台湾銀行・朝鮮殖産銀行の3行は、前述、昭和20年9月のGHQ指令によって閉鎖機関として処理されることになった。GHQは、占領当初は特殊銀行制度をどう扱うかについて明確な方針を持ち合わせていなかったが、国家の特別の保護と監督のもとに特別な権限を与えられた特殊銀行に奇異な感を持ち、こうした制度は排除されるべきである、と漠然と考えていたといわれている。結局、昭和23年(1948年)6月になって、GHQから日本政府に対し特殊銀行制度廃止の明確な方針が伝えられた²⁶⁾。

以下、この間、前述の植民地銀行3行を除く他の4行が、こうしたGHQの方針にどのように対処したかについて述べよう(なお特殊銀行制度は、法律的には昭和25年3月制定の「日本勸業銀行法等を廃止する法律」によって廃止された)。

イ) 横浜正金銀行から東京銀行へ

横浜正金銀行は、戦前・戦時期を通じて為替・貿易金融を専門とする特殊銀行として、70年の長い歴史を持ち、とくに戦時期には海外占領地域に大きく業務を拡大した。同行は、前述の昭和20年9月のGHQ指令では、閉鎖機関のリストには含まれていなかったが、翌10月、GHQから普通銀行に改組するように勸奨された。GHQは、同行について、アメリカには貿易金融専門の

機関が存在しないのみならず、同行が戦時期に政府の海外侵略政策の一大支柱であったとみていたから、政府も同行の存続は無理と考えていたようである²⁷⁾。そのため具体的な改組方式の検討が始められ、またその間、GHQの意向も次第に明らかになった。すなわち、横浜正金銀行はその国内資産負債を分離して、それを新しく設立される普通銀行に譲渡した後、閉鎖機関と同様、GHQの監督の下で清算されることになった。ところが前述のように、当時は金融機関の再建整備措置が考えられていた時期でもあり、新銀行設立の具体化は暫く見送られていたが、その後、横浜正金銀行新勘定の受入れ機関として新銀行を設立することになった。新銀行の行名は「東京銀行」とし、本店は旧横浜正金銀行東京支店所在地（東京都中央区）、資本金50百万円と決まり、株式募集も順調に終了した。こうして新しい普通銀行「東京銀行」が昭和22年1月営業を開始した²⁸⁾。

ロ) 日本興業銀行

日本興業銀行は、動産担保金融に特化した特殊銀行として40年の歴史を有し、とくに戦時期においては軍需産業向け融資に深く関わっていた。同行は、戦後逸早く新しい情勢に即応した自行のあり方についての研究を始めた。そしてその結論は、「今後平和的の民需産業への切替え、或は基礎産業の復興が本格化するにつれ、設備資金需要の喚起は必然」であるが、わが国の実情では近い将来、証券市場が急速に発達することは期待できず、また「普通銀行の長期金融の分野への進出は本来のあり方に反する」ので、結局「設備資金の調達方法としては、長期金融機関によるのが最も妥当であり」その場合、長年、長期金融に携わってきた同行の技術と経験を生かすべきある、というものであった²⁹⁾。

ところで、前述のように昭和23年6月、GHQから大蔵省を通じて、特殊銀行制度廃止の意向が伝えられた。GHQは、特殊銀行に対し①商業銀行あるいは普通銀行に改組する、②債券発行会社（金融債を発行し、その資金で一般の担保付貸付を行うが、銀行業務は行わない）のいずれかを選択することを求めたのである。このGHQの意向に同行は大きな衝撃を受けたが、大蔵省・日本銀行もまたこの方針には反対であった。そこで同行自身のみならず、大蔵省・日本銀行からもGHQに対し翻意を求める働きかけが行われた。GHQの最終決定は翌7月に通告されたが、その内容は、基本的にGHQの方針を変えないものの、上記の選択は2年間、猶予されるというものであった。これは、日銀総裁からGHQに提出された意見書の内容とほぼ同趣旨のものである³⁰⁾。ところが、このGHQの決定には重大な条件が付されていた。それは、各特殊銀行が上記の選択を行うまでは、資本増加も店舗の増設も認めないというものであった。しかし、前述の金融機関再建整備措置において、6,939億円の確定損失を計上し（銀行・信託会社全体の確定損失の4分の1に当たり、1金融機関としては最大）、資本金全額を切捨てざるをえない状況であったから³¹⁾、同行を存続させるためには、結果的に上記いずれかの改組を選択せざるをえないということになった。

ここにおいて日本興業銀行は普通銀行に転換する決意を固め、ただ前記の猶予期間（2年）だけは債券発行を継続する、といった内容の整備計画を作成した。しかし、この計画をめぐるGHQとの折衝もなかなか進捗しなかった。当時の雰囲気について、GHQとの折衝に当たった同行関係者が「総司令部の本行に対する人気は非常に悪く、今にも興銀が潰されそうな不安を禁じ得なかった」と述懐していた、と伝えられている³²⁾。

このように興銀のあり方についてなかなか結論がでなかった背景には、その頃GHQにも、日本の設備金融のあり方について、迷いが生じていたという事情があったように思われる。GHQ

側には、長期資金の供給は株式や社債で行うべきものとする考え方があったから、当初、企業への設備資金供給に特化した銀行という存在に理解がなかった。しかしその後、米ソ対立の激化からアメリカ側にも日本経済の再建を急ぐべきだとする声が高まり、GHQもそのためには長期資金供給のための銀行が必要であるという考え方に变化してきたのであろう。興銀側はこうした情勢の変化を睨みながら、GHQに対し懸命の説得工作を続け、日本銀行もまたこれに協力した。そして昭和23年11月、漸くGHQは、興銀が長期金融機関として存続し、債券発行によって資金を調達することを認めるに到った³³⁾。

特殊銀行4行のうち、前述のように横浜正金銀行は既に普通銀行・東京銀行を設立していたし、また次に述べるように、日本勸業銀行・北海道拓殖銀行もそれぞれ普通銀行（商業銀行化）に転換したから、事実上の長期金融機関として存続したのは、日本興業銀行1行ということになる。ただ、このことは単に日本興業銀行という一経営体の命運という問題に止まらない。それはやがて「長期信用銀行法」（昭和27年制定）の基礎になったという意味で、戦後における日本の金融制度形成のひとつの核となったからである。

ハ) 日本勸業銀行・北海道拓殖銀行

日本勸業銀行は、不動産を担保として農工水産業に長期資金を供給することを目的として、また北海道拓殖銀行は、北海道の拓殖事業に長期資金を供給することを目的として、ともに明治30年代に設立された特殊銀行である。しかも両行は、その性格から戦時期においても軍需産業向け融資が比較的少なかった。したがって金融機関再建整備の影響も軽く、とくに日本勸業銀行は大銀行のなかで唯一、資本金の切捨てを免れた。

この両行は、特殊銀行制度廃止の際、前記、日本興業銀行とは異なり、比較的スムーズに普通銀行の道を選んだ。もっとも日本勸業銀行は、当初は興銀と同様、長期金融機関として生き残ることを考えた。しかし、戦後インフレーションが進行する過程で、債券発行に大きく期待できないという判断から、次第に預金業務に注力するようになり、また貸付も一般企業向け短期融資が増えてきた。こうして同行の実態は、GHQの方針とは関係なく、商業銀行化していった。ここにおいて、同行は約6千人の行員と約150の店舗とを維持していくためには、普通銀行の道を選ぶしかないと判断し、昭和23年8月、大蔵省に再建計画書を提出し、翌9月にGHQの承認を得た³⁴⁾。他方、北海道拓殖銀行の場合は、既に戦時期から北海道銀行や北海貯蓄銀行を合併・吸収し、営業規模を拡大しながら普通銀行化が進行していた。昭和18年（1943年）には債券発行も停止していた。こうした状況から、同行の普通銀行転換はそうした路線の延長線上にあったといえる³⁵⁾。

3) 貯蓄銀行

大衆の零細貯蓄の吸収を目的とした貯蓄銀行の歴史は、明治13年（1880年）に設立された東京貯蔵銀行から始まった。その後、貯蓄銀行数は次第に増加したが、大正6年（1917年）の663行をピークにその数は急速に減少した。この傾向は、昭和18年（1943年）の「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」（以下、「兼営法」という）によって一層加速された。この法律は、戦時下における国民貯蓄動員体制として、普通銀行の機能をフルに活用しようとしたものであるが、それは結果的には貯蓄銀行の存在意義を希薄にするものであった。こうして戦後に残った貯蓄銀行は、日本貯蓄・鳥取貯蓄・青森貯蓄・青湾貯蓄の僅か4行にすぎない。このなかで日本貯蓄銀行は、戦争末期の昭和20年5月、銀行合同政策の一環として、不動貯金・安田貯蓄・大阪貯蓄・日本貯蓄・東京貯蓄・内国貯蓄・日本相互貯蓄・摂津貯蓄・第一相互貯蓄

の9行の合併によって誕生し、その時点での預金残高は90億円であった³⁶⁾。これは当時の大銀行と肩を並べるものであった。しかし、他の3行はごく零細な規模であったから、戦後の貯蓄銀行は、事実上、日本貯蓄銀行1行とってよい状況であった。

さらに戦後インフレーションの高進が、これら貯蓄銀行の経営を一層難しくした。日本貯蓄銀行の場合は、マクロ的には急速に信用膨張が進むという状況のなかで、預金残高が次第に減少している(21年1月末、71億円)。こうした深刻な状況のなかで、21年12月、日本貯蓄銀行は金融制度調査会に対し「貯蓄銀行制度改善ニ関スル意見」を提出した。その内容は、①貯蓄銀行業務については「兼営法」を廃止して専業機関の扱いとする、②日本貯蓄銀行に残存貯蓄銀行を合併するとともに、無尽会社等の貯蓄機関たる機能も移管し、日本貯蓄銀行を全国的・一元的な貯蓄専業機関とする、③年金貯蓄制度の創設など貯蓄銀行業務を拡充する、というものであった。しかしこれは、当時、独占禁止・経済力集中排除といった占領政策が強力に推進されていた状況の下では、到底実現しえないものであったというべきである。事実、翌22年2月に出された金融制度調査会の結論は、貯蓄預金業務は残すものの、貯蓄銀行法は廃止するというもので、上記の日本貯蓄銀行法の提案にはむしろ逆行するものであった³⁷⁾。

そのうえ、前述の金融機関再建整備措置が貯蓄銀行を一段と苦境に追い込んだ。その大きな要因は、日本興業銀行発行の興業債券が旧勘定に分類されたことである。貯蓄銀行はその性格上、有価証券保有比率が高く(日本貯蓄銀行の場合、20年9月末の総資産に占める有価証券比率88%)、そのなかに多額の興業債券が含まれていた。実は、金融機関再建整備のなかで興業債券をどう扱うかは当時大きな論議となったが、結局、日本興業銀行への政府補償を極力圧縮するという観点から、金融機関保有の興業債券は旧勘定に分類されることになった。しかしこの処理は、貯蓄銀行の損失を大きくした。結局、日本興業銀行は政府補償をうけることなく最終処理を行ったが、日本貯蓄・鳥取貯蓄・青森貯蓄の3行は資本金の全額切捨てを行ったうえ、政府補償を受けざるをえなかった³⁸⁾。

日本貯蓄銀行は、こうした状況のなかで、貯蓄銀行に将来性はなく、したがって普通銀行に転換する道を選ばざるをえないと考えるようになり、昭和23年7月「協和銀行」と行名を改め、普通銀行として新しい出発を始めた。また同年12月、鳥取貯蓄銀行が「因伯銀行」、翌24年1月には青森貯蓄銀行が「青和銀行」と改称し、いずれも普通銀行に転換した。さらに同年2月に最後の貯蓄銀行、青湾貯蓄銀行が青森商業銀行に吸収合併された³⁹⁾。こうして日本の貯蓄銀行は70年の歴史に終止符を打った。

それまで貯蓄銀行が果たしてきた役割は、前述の「兼営法」によって普通銀行に継承された。しかし、大衆の零細貯蓄を吸収するための民間の専門金融機関を欠く金融制度は、欧米先進国にはみられない。その意味で日本の戦後の金融制度は、かなり特異なものになったといえることができる。このことは、日本の戦後金融にどのような影響、どのような意味を持ってきたであろうか。この点は、これまであまり論じられてこなかったが、もっと注目されてよい論点のひとつではないかと、筆者は考えている。ただ、ここではこの問題に深入りする余裕はないので、単に筆者の問題意識を述べるに止めたい。

4) 信託会社、その他

日本における信託会社は、大正11年(1922年)の「信託法」および「信託業法」の制定に始まり、長期金融機関として特異な地歩を固めてきたが、戦時期に入ると、昭和18年の前述「兼営法」によって、銀行と信託会社との合併が行われるようになった。その結果、終戦時の専業信託は、

三井・住友・三菱・安田・第一・川崎・日本投資の7社のみであった。これら信託会社は、貯蓄預金と類似した性格を持つ金銭信託を主業務としていたので、前述の貯蓄銀行と同様、戦後インフレーションの進行とともにその資金量が減少するという、苦しい状況に陥った。そのため、新しいタイプの金銭信託を始めたものの局面を開拓するには到らず、また「信託業法」を改正して新しい業務分野を開拓しようという試みも成功しなかった。さらに昭和23年4月の「証券取引法」改正によって、それまで信託会社が取扱ってきた証券の引受業務や売買代理業務は、国債・地方債・政府保証債以外については認められないことになった。このように信託会社の前途がますます混迷の度を深めていた矢先の同年6月、GHQから「信託会社が銀行業務を兼営しては」という提案が示された。信託会社側は、これを極めて魅力的な提案と考え、ただちにそれを受諾することになった。こうして前記、7信託会社のうち日本投資信託を除く6社は、同年7～8月、以下のように「信託銀行」として新発足した。

昭和23年7月12日 第一信託会社 → 第一信託銀行
〃 日本信託会社 (22年8月、川崎信託会社が改称)
→ 日本信託銀行
〃 三菱信託会社 → 朝日信託銀行
〃 住友信託会社 → 富士信託銀行
〃 三井信託会社 → 東京信託銀行
〃 安田信託会社 → 中央信託銀行

ただ1社、信託会社として残った日本投資信託は、昭和25年1月、東京信託銀行に合併され、ここに信託会社は、日本の金融制度の中からその姿を消した⁴⁰⁾。

いわゆる「営業無尽」は、明治30年代から次第に盛んになり、中小商工業者や庶民のための金融機関として発展してきた。大正4年(1915年)には「無尽業法」が制定されたが、当時、無尽を営む会社・個人の数、2,300を超えていた。その後昭和6年(1931年)には、無尽業者は株式会社に限定され、また戦時期には政府の整理統合政策が推進されたこともあって、その数は次第に減少し、戦後の昭和20年末における無尽会社数は56社となっていた。それだけではなく、無尽会社の実態も変化した。というのは、戦時期の貯蓄奨励運動や、定期預金と類似の「貯蓄無尽」の取扱い開始によって、無尽会社は次第に貯蓄吸収機関としての性格を強め、昭和17年頃には「無尽会社の貯蓄銀行化」がいわれるようになっていた。戦後は、さらに普通預金・定期預金・預金担保貸付ができるようになり、さらに昭和24年「みなし無尽」⁴¹⁾が認められるようになって、無尽会社の「銀行化」は一層進んだといえる。しかし、戦後の金融制度改革のなかで無尽会社をどう位置づけるかについて、GHQや政府の方針はなかなか決まらなかった。結局、大部分の無尽会社が相互銀行に転換するための「相互銀行法」が制定されたのは昭和26年(1951年)である⁴²⁾。

市街地信用組合は、戦時期の昭和18年に制定された「市街地信用組合法」によって設立された協同組合組織の金融機関で、その歴史は明治30年代に始まっている⁴³⁾。戦後の日本経済の復興に当たっては、傾斜生産方式の下で、まず基幹産業の再建に優先度が与えられたが、やがて中小企業問題の深刻さも放置できない状況となった。そこで中小企業金融の円滑化のために、市街地信用組合の資金を活用しようという声が強まった。こうした情勢を背景に、昭和24年(1949年)6月、「中小企業等協同組合法」が制定された。実は、この法律制定の過程で、信用事業を営む協同組合については別の法律を制定すべきだとする意見もあったが、この意見は実現しなかった。

こうして、従来の市街地信用組合のほか、その他の信用事業を営む協同組合をも含めて、「中小企業等協同組合法」に基づく「信用組合」（法律上、正式には「信用協同組合」）が発足した。その後昭和26年に「信用金庫法」が制定され、かなり多くの信用組合が同法に基づく「信用金庫」に転換したが、その他は協同組合であると同時に金融機関である、という特異な性格を持ったまま、今日に到っている⁴⁴⁾。

中小企業金融を支援する目的で、昭和11年（1936年）に設立された商工組合中央金庫⁴⁵⁾も、戦後の金融機関再建整備処理や金融債発行停止によって苦境に陥ったが、昭和23年4月に設定された日本銀行の中小企業金融関係別枠融資制度⁴⁶⁾の利用、さらに翌24年以降の地方公共団体資金預託や財政資金預託等に助けられて、その苦境を乗り越えることができた⁴⁷⁾。その後、昭和25年3月の「銀行等の債券発行等に関する法律」の制定によって金融債発行が再開されたが、商工組合中央金庫は金融債発行による資金調達の高比重に、この金融債発行は同金庫の活動を軌道に乗せるうえで、大きく貢献した。

最後は、農業系統金融機関である。昭和18年（1943年）制定の「農業団体会法」によって設立された農業会は、「農会法」（明治32年制定）による農会と「産業組合法」（明治33年制定）による産業組合とが統合されたもので、戦時期に入ると農業統制のための機関として機能するようになった。ところで終戦間もない昭和20年12月、GHQは農地改革の指令とともに、農業会の解体と農業協同組合の設立を示唆した⁴⁸⁾。そのため日本政府は、昭和22年「農業協同組合法」を制定して農業団体を再編成し、そのなかで現在のような農業系統金融機関ができあがった。このような組織の改変だけでなく、戦後になると農業金融の実情も大きく変化した。戦前における農業向け資金供給は、日本勧業銀行・北海道拓殖銀行を中核とする農地担保金融、農業会による短期貸付のほか、地主の貸付、米穀商・肥料商による生産見返りの前貸など、多様なルートが存在していたが、戦後における農地改革や経済統制によって、そうした戦前の農業金融方式は崩壊し、農業金融はほとんど系統機関に集中する状況になった。この間、農林中央金庫のあり方をめぐり議論はなかなか纏まらなかった。結局、同金庫が再建整備を完了し、旧出資金65百万円を切り捨て、民間のみの出資金4億円をもって新発足したのは昭和23年（1948年）4月である⁴⁹⁾。こうして農林中央金庫を頂点とする、現在の農林系統金融機関の体制が形成された。しかし当時これら系統機関は、その資金吸収力が弱く、短期営農資金の需要に充分応えることができず、その後の農業金融も日本銀行信用に依存せざるをえなかった。こうした状況から、翌24年夏頃から、見返資金による農林中央金庫への出資が検討されるようになり、前述の「銀行等の債券発行等に関する法律」による金融債発行再開を機に、同金庫に対する20億円の同資金による優先出資と4億円の所属団体による増資引受が実現した（新出資金28億円）⁵⁰⁾。こうした増資と金融債発行再開によって農林中央金庫の資金繰りは、漸く好転するようになった⁵¹⁾。

III. 「結び」に代えて——西ドイツのケースと比較しながら

敗戦という事態を迎えて、日本の金融制度や金融構造に大きな変動が起こることは、当然予想されたことではあったが、それにしても、実際に生じた変動は生易しいものではなかった。その変動の要因は複雑かつ多様なものであった。まず敗戦による社会や経済の混乱があった。また激しいインフレーションの進行があった。財閥解体・農地改革などによる社会構造の変化もあった。これらはすべて、市中金融機関を取り巻く経営環境を激変させた要因である。しかしこうした要因以上に、市中金融機関を大きく動揺させたのはアメリカの占領政策であった。

金融制度をめぐるアメリカの占領政策の基本には、「経済の民主化」という考え方があった。当初アメリカ側は、それを実現する方法はアメリカ式の金融制度を日本に導入することであると考えていた。占領初期においてGHQが示唆した改革案、例えば、中央銀行の政策決定部門と政策執行部門の分離、長期金融を担当する銀行制度の否認、大銀行の分割、といった改革案にそれを見ることが出来る。しかしこうしたGHQの改革案については、対象となる金融機関だけでなく日本政府や日本銀行でも、日本の実情にマッチしない改革案との考え方が強かった。そのため日本側は、GHQに対し日本の実情についての理解を求めながら再考を促す努力を続けた。実は、日本の金融制度改革については、当時のGHQ内部にもいろいろな考えがあって必ずしも統一されていなかった。しかもそうした改革論議を重ねているうちに、国際情勢の変化によってアメリカの対日政策が変更されるという事態もあって、日本側の対GHQ工作がかなり成功を収めたことは、本稿の叙述からもある程度推察できるであろう。

ところが同じように敗戦国となった西ドイツの金融制度改革では、日本の状況とかなり異なる結果になった。まず中央銀行制度について、占領軍は地方分権的な制度を採用し、1947年1月～48年2月にかけて11の州中央銀行(Landeszentralbanken)が、次いで48年3月には、州中央銀行の中央銀行としてドイツ・レンダーバンク(Bank deutscher Länder)が設立された。これは、アメリカの連邦準備制度(Federal Reserve System)に類似した制度である。またベルリンに本店を持ち、全国に多数の支店を有していたドイツの三大銀行、ドイツ銀行(Deutsche Bank)・ドレスナー銀行(Dresdner Bank)・コンメルツ銀行(Commerzbank)は合計30に分割され、しかも各後継銀行はその所在地の州内のみで営業が認められることになった。これも、アメリカのユニット・バンキング・システム(unit banking system)の考え方を採用したもの、ということができる。なお1957年、これら旧三大銀行の再統合が実現し、また中央銀行制度も改められて、単一の中央銀行としてドイツ連邦銀行(Deutsche Bundesbank)が設立された。

このように西ドイツの金融制度改革が、日本の場合と大きく異なったのはなぜであろうか。そこにはいろいろ事情があったとしても、その大きな要因には西ドイツと日本の占領方式の違いにあったと思われる。すなわち西ドイツの場合は、アメリカ・イギリス・フランス三国による分割・直接統治であった。これに対し日本の場合は、アメリカ軍による間接統治、つまりGHQが日本政府に指令を発し、それを日本政府の名において実行させるという方式であった。もちろん当時GHQの指令は、ほとんど絶対的なものではあった。しかし間接統治方式であったから、日本政府がGHQに対し、日本の実情を説明して再考を求める余地が全くなかったわけではない。事実、日本側のGHQに対する働きかけがしばしば行われたことは、本稿でも述べたとおりである。そうした働きかけは、時には書面で、また時には口頭で行われ、さらにはそうした正面からの説得工作のほかに関係者によるロビー活動もかなり活発であったといわれている⁵²⁾。

それにしても、GHQとの交渉に当たった関係者の労苦は計りしれないものがあったであろう。改革の対象になった市中金融機関にとって、時にそれは組織の生残りをかけたような交渉もあった。政府や日本銀行の関係者にとっても、交渉相手はほとんど絶対権力ともいべき占領軍の担当官であった。当時、GHQとの交渉に当たった記録や証言は、そうした労苦を生々しく伝えている。例えば、過度経済力集中排除法を金融機関に適用しないよう交渉に当たった大蔵省の渡辺武(後の財務官)は、その交渉が成功裡に終わった日(昭和23年7月31日)の日記に、GHQの交渉相手の一人(ルカウント)に結果についての礼をいうとともに「昨年十一月以来の長い闘争

(long struggle) であったと話し合う」と書いている⁵³⁾。

ただ先にも述べたように、終戦から数年の期間に行われた金融制度改革は、やや中途半端なものであり、その本格的改革は昭和20年代半ば以降に持ち越された。その意味で、本稿が対象した期間は、戦後における金融制度改革の序章ともいうべきものであった。

なお最後に参考までに、終戦直後とその4年後の昭和24年末における、市中金融機関の業態別資金量を別表に掲げる。

(別表)

市中金融機関の資金量

(単位・百万円)

	昭和20年末		昭和24年末		資金量残高 伸び率(B/A)(倍)
	行数 ⁽¹⁾	資金量残高 ⁽²⁾ (A)	行数 ⁽¹⁾	資金量残高 ⁽²⁾ (B)	
全 国 銀 行	69	132,802	74	814,936	6.14
普通銀行	61	102,348	74	723,694	7.07
大 銀 行	8	64,134	11	470,434	7.34
地 方 銀 行	53	38,134	54	241,003	6.31
信 託 銀 行	—	—	6	12,255	—
貯 蓄 銀 行	4	7,432	—	—	—
旧特殊銀行 ⁽³⁾	4	23,020	3	91,242	3.96
無 尽 会 社	58	2,080	58	30,448	14.64
市街地信用組合 信用協同組合	312	2,895	390	21,538	7.44
市町村農業会 市町村農業協同組合	11,547	22,892	13,048	128,888	5.63
農林中金・商工中金	2	13,337	2	32,171	2.41

(注)(1) 市街地信用組合(昭和24年末は信用協同組合)、市町村農業会(昭和24年末は市町村農業協同組合)については報告組合表

(2) 資金量は預貯金銭高のほか、以下のものを含む(なお信託銀行は銀行勘定のみ)

イ. 全国銀行、旧特殊銀行、農林中金、商工中金…債券発行高

ロ. 無尽会社…未給付口掛金

(3) 昭和20年末…興銀・勸銀・北拓・横浜正金

昭和24年末…興銀・勸銀・北拓

(資料) 日本銀行統計局『本邦経済統計』(1951年版)

(注)

- 1) この項について、詳しくは下記を参照。
 - 拙稿「戦後復興期の金融構造(1) —戦後インフレーションとその対策—」(『文教大学国際学部紀要』第10巻第1号, 1999年)
 - 拙稿「戦後復興期の金融構造(2) —復興金融の展開と問題点—」(『文教大学国際学部紀要』第10巻第2号, 2000年)
- 2) この「覚え書」および閉鎖すべき金融機関のリストは、下記に含まれている。
 - Supreme Commander for the Allied Powers, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan, 1945~1951, vol.39, Money and Banking*
 - 武藤正明訳『GHQ日本占領史 39 金融』日本図書センター, 1997年, 付録2
- 3) 金融制度をめぐる占領政策については、下記が詳細な検討を行っている。
 - 浅井良夫「占領期の金融制度改革と独占禁止政策」(成城大学『経済研究所年報』第2号, 1989年)
- 4) 大蔵省財政史室『昭和財政史 終戦から講和まで』(11) 東洋経済新報社, 1983年, pp. 34~36
- 5) 日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』(第5巻) 日本銀行, 1985年, pp. 61~62
- 6) 同上, pp. 65~66
- 7) この部分の表現は必ずしも厳密ではない。厳密には金融機関再建整備法第24条を参照。
- 8) 以上の金融機関再建整備の経過については、大蔵省財政史室『昭和財政史 終戦から講和まで』(13) 東洋経済新報社, 1983年, pp. 240~327
- 9) 日本銀行統計局『本邦経済統計』日本銀行, 1948年
- 10) 「地方銀行」という用語は明治期から使われていたが、その概念は当初必ずしも明確ではなかった。しかし昭和11年、全国地方銀行協会が設立された際、東西のシンジケート銀行団以外の中小銀行を意味する概念として明確化された。
 - 土屋喬雄監修『地方銀行小史』全国地方銀行協会, 1961年, pp. 4~7
- 11) 戦争末期になって資金統合銀行が設立されると、大銀行はこの銀行から多額の借入れをしながら軍需融資を続け、そのまま終戦を迎えたが、戦後、GHQの命令によって資金統合銀行が閉鎖されたので、同行からの借入れは形を変えて日銀からの借入れになった。
 - 前掲『日本銀行百年史』(第5巻) pp. 28~29
- 12) 日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』日本銀行調査局, 1948年, p.772
- 13) 前掲「戦後復興期の金融構造(1) —戦後インフレーションとその対策—」
- 14) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』(13) pp. 303~304
- 15) 同上, pp. 311~312
- 16) 「第四銀行 鈴木正二氏との座談会」(地方金融史研究会『続地方銀行史談』第4集, 全国地方銀行協会, 1992年) p.83
- 17) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』(13) pp. 313~314
- 18) 富士銀行調査部百年史編さん室『富士銀行百年史』富士銀行, 1982年, p.651
- 19) 地方金融史研究会『戦後地方金融史〔I〕成長の軌跡』東洋経済新報社, 1994年, p.50
- 20) 前掲「占領期の金融制度改革と独占禁止政策」
- 21) 三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』三井銀行, 1957年, pp. 337~343
- 22) 大月高・金融行政研究会監修『実録 戦後金融行政史』金融財政事情研究会, 1985年, pp. 210~211
- 23) 地方金融史研究会『戦後地方金融史〔II〕銀行経営の展開』東洋経済新報社, 1994年, p.30
- 24) 昭和29年6月10日「第8回全国銀行大会における大蔵大臣講演」(全国銀行協会連合会『金融』1954年6月号)
- 25) 前掲『GHQ日本占領史 39 金融』pp. 22~23
- 26) 日本銀行調査局「戦後わが国金融制度の再編成(昭和二十年八月一二十七年)」(日本銀行金融研究局『日本金融史資料 昭和統編』第10巻, 大蔵省印刷局, 1981年) p.22
- 27) 昭和20年12月21日の金融制度調査会第一部会における山際委員(大蔵次官)の発言
 - 金融制度調査会「金融制度調査会第一部会議事記録(第三回)」(昭和20年12月21日)(日本銀行金融研究所『日本金融史資料 昭和統編』第19巻, 大蔵省印刷局, 1989年) p.22

- 28) 東京銀行『横浜正金銀行全史』（第1巻）東京銀行，1980年，pp. 107～111
- 29) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』日本興業銀行臨時史料室，1957年，p.756
- 30) 日本銀行からGHQに提出された意見書の概要は、次のようなものであった。
- ①日本興業銀行が将来、普通銀行になることは妥当であるが、資本市場の未発達な日本の現状、同行の現状からして、いま直ちに普通銀行に改組することは不適當である。
- ②したがって経過的措置として、同行が一定の制限の下に、今後2年を限り預金銀行が債券発行を行いうるようになるのが妥当である。
- 同上，p.763
- 31) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』（13）pp. 302～303
- 32) 前掲『日本興業銀行五十年史』p.764
- 33) 同上，pp. 761～771
- 34) 日本勸業銀行調査部『日本勸業銀行七十年史』日本勸業銀行，1967年，pp. 42～44
- 35) 北海道拓殖銀行『北海道拓殖銀行史』北海道拓殖銀行，1971年，p.268
- 36) 協和銀行行史編集室『協和銀行史』協和銀行，1969年，p. 3
- 37) 協和銀行行史編集室『本邦貯蓄銀行史』協和銀行，1969年，pp. 273～274
- 38) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』（13）pp. 304～305
- 39) 前掲『本邦貯蓄銀行史』pp. 282～283
- 40) 前掲「戦後わが国金融制度の再編成（昭和二十年八月一二十七年）」pp. 46～48
- 41) みなし無尽——本来の無尽は、一定の口数をもって「団」を組織して定期的に一定の掛金を払込ませ、一口ごとに抽選または入札によって加入者に一定の金額を給付するものであるが、「みなし無尽」は「団」を廃止し、加入者に適時に給付を行うことを認めたものである。
- 42) 前掲「戦後わが国金融制度の再編成（昭和二十年八月一二十七年）」pp. 141～144
- 43) 明治33年の「産業組合法」に基づく信用組合は、主として農村において普及発展したが、大正6年の同法改正により、都市における信用組合の発達を図るため、市街地信用組合制度が創設された。
- 44) 前掲「戦後わが国金融制度の再編成（昭和二十年八月一二十七年）」pp. 145～149
- 45) 商工組合中央金庫は、その出資金が民間・政府双方の出資から成り立っているだけでなく、その活動について政府の援助を受けることも多いので、政府系金融機関として分類されることが少なくないが、その金融活動の性格・実態は、民間金融機関のそれに近い。
- 46) 中小企業金融関係別枠融資制度——商工組合中央金庫が、中小企業を対象とし、生活必需物資の生産配給資金、貿易手形、輸出見越生産資金、重要産業の関連産業資金について短期融資を行った場合、日本銀行がその融資手形等を担保にして、一般貸出とは別枠での貸出に応ずるもの。この制度は、設定された翌月（23年5月）、日本興業銀行、日本勸業銀行にも適用され、またその後、制度内容の拡張が行われた。
- 前掲『日本銀行百年史』（第5巻）pp. 186～188
- 47) 商工組合中央金庫調査部『商工組合中央金庫二十年史』商工組合中央金庫調査部，1960年，p.384,pp. 410～411
- 48) Memorandum SCAPIN-411(CIE):6-11 RURAL LAND REFORM, December 9, 1945（大蔵省財政史室『昭和財政史 終戦から講和まで』（20）東洋経済新報社，1982年）pp. 338～339
- 49) 前掲「戦後わが国金融制度の再編成（昭和二十年八月一二十七年）」pp. 27～30
- 50) 見返資金——終戦後のアメリカの対日援助に見合って、日本政府がそのドル額と等額の円資金を積み立てたもので、その実態はアメリカの対日援助物資の国内払下げ代金である。
- 優先出資——議決権がないが、利益の配当および残余財産の分配についての優先権を有し、かつ利益または増資によって償還しうる特殊な出資形態。
- 51) 『農林中央金庫史』（第4巻）農林中央金庫調査部，1951年，pp. 126～127，p.213
- なお農林中央金庫の政府出資は、昭和34年7月、全額消却済みとなり、以後、同金庫の出資金は全額民間出資となった。
- 52) 前掲『実録 戦後金融行政史』p.155，pp. 164～165
- 53) 前掲『昭和財政史 終戦から講和まで』（13）p.302